

## 2017年度一般社団法人ぎふ権利擁護センター 事業計画書

### 1. 成年後見人等の受任

当センターは、様々な専門職が集まる法人後見受任団体として活動を展開していく。

岐阜圏域の成年後見人等の受け皿として機能しているが、現在の職員体制で新規受任をどのようにしていくか、現在の受任ケースに支障がないように受任件数を検討していく必要がある。

しかし、後見人等の候補者として依頼されることが今後も想定されるため、当センターの受け入れ体制を整備していくことが求められる。そのため、人材の育成確保が課題となっている。岐阜圏域として様々な専門職団体と連携し、全体としての受け皿作りに貢献していきたい。

今年度も引き続き、成年後見等業務を行うにあたり「本人の意思の尊重」と「そのための支援関係づくり」に焦点を当てて取り組んでいきたい。定期的な訪問をもとに本人の状況を把握し、ニーズを明らかにし、本人や支援者とともになにが最善であるかを考えていきたい。

支援においては、常勤・非常勤社会福祉士が実務の中心を担っている。支援の方針等に悩む場合に、弁護士や社会保険労務士、社会福祉士等の法人内専門職と連携し対応を進めていく。

成年後見受任にあたり、引き続き全国権利擁護支援ネットワーク加入団体のための法人後見人賠償責任保険に加入する。

### 2. 権利擁護に関する相談

当センターの昨年度新規相談は、50件を超えている。相談は、行政機関、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、病院、福祉施設、本人や家族から寄せられており、地域や関係機関、団体から専門相談窓口としての位置づけを得ているものと評価している。引き続き地域の権利擁護に関する相談窓口としての機能を果たしていきたい。

そして、様々な相談が持ち込まれるため「専門家同士をつなぐハブ機能」としての役割を果たしていきたい。生活上のニーズは、多様化、複雑化しているため、それに対する支援は1専門職だけでは困難であり、様々な専門職とつながりながら支援をしていくことが求められる。その中心的な機能を果たしていきたい。

各地域包括支援センターが主催する地域ケア会議にもオブザーバーとして参加の要請があれば職員を派遣する。

今年度から、山県市障害者自立支援推進協議会の委員として参加する。

### 3. 権利擁護に関する研修

今年度も、山口市、岐阜県社会福祉協議会、岐阜県手をつなぐ育成会等から専門職や当事者団体、地域住民を対象とした成年後見制度に関する研修会に講師を派遣することとなっている。また、それ以外にも講師派遣依頼があれば積極的に講師を派遣する。

山口市においては、昨年度、成年後見サポーター養成研修を開催しており、修了者を対象とした継続研修の開催が予定されており、講師を派遣する。成年後見サポーター養成研修修了者が地域の中でどのように活動ができるのか市と協議していく必要がある。

毎月1回、第2金曜日に山口市役所保健福祉ふれあいセンターにおいて権利擁護や成年後見制度に関する勉強会を行う。この勉強会については、今年度山口市より成年後見制度法人後見支援事業の対象として、運営に対しての補助金を受ける予定となっている。

### 4. その他

- ・山口市と当センターが成年後見制度の利用を支援するための連携に関する協定を交わす予定。

山口市役所や市内福祉施設、病院等から成年後見制度や権利擁護に関する相談を受けているが、市と協働して進めていくことを確認する内容となっている。また、市長申立ての際の候補者としての位置づけを明確にする。

- ・当センターをのホームページの維持管理をしていく。

URL : [gifu-advocacy.org](http://gifu-advocacy.org)

- ・全国権利擁護支援ネットワークに加入。

URL : [asnet-japan.net](http://asnet-japan.net)